

公 共 沖 第 497 号  
平成 30 年 10 月 11 日

所 属 所 長 殿

公立学校共済組合沖縄支部  
支部長 平敷 昭人  
(公印省略)

個人番号を利用した短期給付関係の情報連携の開始等について（通知）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 19 条第 7 号の規定に基づく情報照会及び同法第 22 条第 1 項の規定に基づく情報提供（以下「情報連携」という。）については、平成 30 年 7 月 2 日から情報連携の試行運用を行ってきたところです。また本格運用開始日は、平成 30 年 10 月 9 日からとし当支部においては、下記の事務手続きから情報連携を開始することに伴い支部様式第 18 号「限度額適用・標準負担額減額認定申請書」の様式を一部変更し、支部様式第 29 号「入院時食事療養費等差額請求書」「入院時生活療養費等差額請求書」、支部様式第 30 号「基準収入額適用申請書」及び「同意書」の様式を新たに策定しましたので、貴下組合員等関係者への周知方よろしくお取り計らいください。

なお、情報連携により添付書類を省略することが可能な事務については、引き続き検討してまいります。

## 記

### 1 情報提供情報

- (1) 組合員等資格の得喪に関する情報
- (2) 短期給付の支給に関する情報（高額介護合算療養費、出産費、家族出産費、出産手当金、傷病手当金、埋葬料、家族埋葬料）

### 2 情報照会対象事務

別添（同意書）の提出により、従来必要だった課税証明書が省略となります。

- (1) 限度額適用・標準負担額減額認定証申請事務（別添 支部様式第 18 号）
- (2) 入院時食事療養費の現金給付申請審査事務（別添 支部様式第 29 号）
- (3) 入院時生活療養費の現金給付申請審査事務（                   "                   ）
- (4) 高齢受給者に係る一部負担金の割合判定事務（別添 支部様式第 30 号）

担当：給付・年金班 糸数、嘉手苺  
TEL：098-866-2720  
FAX：098-862-5867